

## 新型インフルエンザに備えて ～②血糖値チェック編～

### 糖尿病と新型インフルエンザ

日本糖尿病協会は「新型インフルエンザの流行に関する注意」を発表しました。

国立国際医療センターの医師によると「血糖値が高いと免疫機能が落ち、感染しやすくなり、感染すれば重症化しやすい。ただ、血糖のコントロールが良好に保たれていて心臓病や腎臓病などの合併症がなければ、普通の人と同じ対策でよく、過度に恐れる必要はない」と話しています。

では、良好な血糖値はどれくらいでしょうか。約2か月間の平均血糖値を反映する「ヘモグロビンA1c」が6.5%未満、食後血糖値が170未満なら、免疫力はそれほど落ちないといわれています。しかし、この値を超えるほど感染症で重

症化する危険が出てきます。

新型だけでなく、毎年冬に流行している通常のインフルエンザでも血糖が高いままの方は注意が必要です。

むしろ専門医が心配するのは、健康診断などで糖尿病の疑いを強く指摘されながら、自覚症状がないために放置している多くの方たちです。

厚生労働省は8月19日、新型インフルエンザの「流行宣言」を出しました。感染拡大が心配されています。糖尿病が疑われている方は、すぐにでも受診し血糖値をチェックしましょう。



○北見保健所発熱相談センター 開設時間 8時45分～17時30分  
(土・日・祝日を除く ☎24-4173 FAX 24-4199)

### 総務省からのお知らせ

## 地上デジタル放送完全移行日は2011年7月24日です

### 「地上デジタル放送」準備説明会

総務省北海道北テレビ受信者支援センターでは、地上デジタル放送の受信方法などの説明会を次のとおり開催します。都合の良い時間にご参加ください。

9月29日(火)

- ① 10:00～ 公民館多目的ホール
- ② 15:00～ 公民館多目的ホール
- ③ 19:00～ 公民館農事研修室

※65歳以上の高齢者のみの世帯で、説明会にどうしても参加できない方に個別訪問も実施されません(訪問件数には限りがあります)。訪問日は9月30日(木)で説明時間は30分程度です。希望される方は、9月24日(木)までに総務省北海道北テレビ受信者支援センター(デジサポ道北)説明会事務局(☎0166-21-6450＝平日10時～18時)へ直接お申し込みください。

説明会と個別訪問以外の地デジについてのお問い合わせは、  
地デジコールセンター(☎0570-07-0101)

### 悪質商法にご注意!!

テレビの調査会社やアンテナ工事、テレビ販売業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり、工事や商品の勧誘を行う例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

町民課(☎47-2203 役場1階 窓口1番)

## シリーズ「こくほ」⑤

## 「国保の明日を見据えて」

### ◆保健事業の取り組み◆

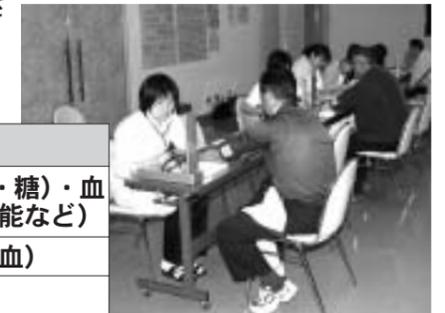
### ■特定健康診査をお役立てください■

平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者(国保の場合は市町村)に義務付けられました。

本町では、特定健康診査をより多くの方に受診していただけるよう事前に意向調査をお送りし、健康の維持や病気の予防に役立てていただくため、受診者全員に基本的な健診項目のほか、詳細な健診項目と町独自の健診項目を加え実施しています。

健診結果は自分自身の体の状態を知り、健康管理をするための重要なヒントとなります。本町では、特定健診を受けた方には、保健師や管理栄養士から検査結果の内容を分かりやすく説明し、直接結果をお渡ししています。また、皆さんの生活習慣の改善をサポートできるよう、年齢や性別などに合わせて随時健康相談や家庭訪問を実施しています。

生活習慣病などを予防し健康を維持することは、生き生きとした毎日を過ごすために必要であるのはもちろんのことですが、皆さんの健康寿命の延伸、さらには医療費の節約にもつながります。



特定健康診査の内容	
基本的な健診の項目	身長・体重・腹囲・尿検査(タンパク・糖)・血液検査(血糖・コレステロール・肝機能など)
詳細な健診の項目	心電図検査・眼底検査・血液検査(貧血)
町独自の健診の項目	尿検査(潜血)・血液検査(腎機能)

今回は最終回となり、これまでの連載を総括して説明する予定です。

福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 10月から国保の出産育児一時金の支給額が変わります

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、9月までは38万円、10月からは4万円引き上げられ42万円になります。また、かかった費用を直接国保(国民健康保険)から分娩機関に42万円を上限に支払う制度が始まる予定です。42万円未満の場合は、その差額が世帯主に支給されます。

### 産科医療補償制度とは

産科医療補償制度は、出産の際になんらかの理由で重度の障害をおった場合に補償が受けられる制度です。

出産を取り扱う病院、診療所や助産所など分娩機関が加入する制度で、この制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、出産育児一時金が9月までは35万円、10月からは39万円が支給されます。

詳しくは、福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)まで。